

浦安中央病院  
院内感染対策指針  
(2019 改定)

## 1. 基本的な考え方

医療従事者には患者の安全を確保するための努力が求められている。院内感染の発症を未然に防止し、発生した場合には速やかに原因の特定、制圧、収束を図ることは医療機関の義務である。医療法人社団やしの木会浦安中央病院（以下当院とする）においては本方針により院内感染対策を行う。

伝染性感染症の多くは、衛生環境の整備、優れたワクチンの開発、新しい抗菌薬の登場などによって、その制御が可能となってきた。しかし一方では、医療という特殊な環境の中でみられる医療関連感染症、すなわち院内においては“院内感染症”が大きな社会問題となっている。本感染症の多くは、平素は無毒あるいは弱毒の環境菌やヒトの常在菌が原因となってコンプロマイズドホストに発症するいわゆる日和見感染症である。原因菌は複数の抗菌薬に耐性を示す多剤耐性菌である場合が多く、難治性の感染症として臨床の現場では厳重な対応が強く望まれている。また、医療従事者の針刺し切創や体液曝露などによる職業感染なども発生しやすく、これら医療関連感染症の問題は複雑多岐にわたっている。このような院内感染の問題解決には、幅広く且つ的確なアプローチが必要であり、そのためには医療機関および医療従事者の深い理解と適切な行動が求められる。ここに、より確実な院内感染対策を実施するための基本的な指針を示す。

## 2. 委員会、組織に関する基本事項

2-1 感染対策のための委員会として病院長、事務部長、看護部長を含む院内感染対策委員会（ICC）を設置する。委員長は病院長がその任にあたる。

2-2 院内感染対策委員会は、医療関連感染の発生防止、ならびに発生時の対応等、院内感染対策に関する必要な事項を審議する。

2-3 緊急事態が発生した場合、委員長は委員を即時招集し、速やかな対応を命じることが出来る。

2-4 その他、院内感染対策委員会は規約に定められた委員会活動を行う（院内感染対策委員会規約参照）。

2-5 看護部門に看護部感染対策委員会を置き、院内感染対策委員会で提案された活動の一部を推進する（看護部感染対策委員会規約参照）。

2-6 当院の感染対策全般について総合的な管理を行うために大森病院に感染管理部を置き、規約に従って活動する（感染管理部規約参照）。

## 3. 従事者の研修に関する基本方針

3-1 院内感染対策委員会 (ICC) と実務を担う院内感染対策チーム (ICT) が中心となり、全職種を対象に具体的な研修案を計画し実践する。

3-2 感染対策に関する必要な知識、技能を維持向上できるように、全職員対象として年2回以上の講習会を実施する。

3-3 感染対策管理加算の登録メンバーやICTによる職場巡視や各部門のICTメンバーによる日々の活動を通じて、継続的な教育、啓発を行う。

3-4 感染制御に関する専門的な学識と実践を兼ね備えた人材育成をはかる (厚生労働省主催の外部研修会への参加など)

#### 4. 院内感染の発症状況の報告に関する基本方針

4-1 ICC, ICTは当院検査課や臨床現場との連絡を密にし、リアルタイムに患者発生状況を把握するとともに適切な対応策を速やかに現場に指示する。

4-2 ICCは、微生物検査情報などを解析し、感染症の発生動向や耐性菌の出現について監視し、必要に応じて機動的な感染対策を立案、実施する。

4-3 ICCは、職業感染対策として総務課 (職員のウイルス抗体価情報を管理している) とともに職員のワクチン接種などを積極的に推進するとともに、針刺し切創や体液曝露事例が発生した場合には、ICTを通じ状況を収集し、適切な感染防止対策を検討、指示する。

4-4 ICCは、現場職員やICTより適宜報告を受けるとともに、当院の感染管理部門の最重要決定部門として対応する。

4-5 感染症法に定められた報告すべき感染症が発生した場合は、規程に則り最寄りの保健所 (市川保健所) に届け出を行う。

4-6 死亡事例など重大な院内感染事例等が発生した場合は速やかに医療安全管理部と連携し、最寄りの保健所 (市川保健所) に報告する。

4-7 アウトブレイクが疑われると判断した場合、国の基準に則り速やかに市川保健所に報告する。

#### 5. 院内感染発症時の対応に関する基本方針

5-1 院内感染が疑われる事例が発生した場合には、直ちに検査課は病棟へ報告する。担当医および病棟管理看護師は当面の対策を迅速に立案、実施し検査課に報告する (別紙報告書)。

検査課は、病院長をはじめ別紙回覧板に示すメンバーに回覧を回すとともに電子カルテ上に耐性菌などの報告を行う（発症し次第改定、解除については週一回改定）。各病棟は改定されたら情報を周知する（病棟内に掲示し看護助手、リハビリ技師、栄養課などコメディカルなどと情報を共有する）。

5-2 感染症の伝播ならびに集団感染事例(アウトブレイク等)が発生もしくは疑われる際には、第一に患者および職員の生命および健康と安全を最優先に考え行動する。

5-3 患者や家族への連絡、説明は、原則として担当医が行い、説明内容については事実のみを客観的かつ正確な記録として残す。

5-4 集団感染事例(アウトブレイク等)が発生した場合は、速やかに感染経路の遮断、感染拡大防止を最優先に対処する。同時に原因の究明、今後の対応策等を検討する。又必要に応じて、外部の専門家を加え、客観的な判断を求める（感染対策加算で連携している順天堂浦安病院感染対策室：電話047-353-3111や市川保健所疾病対策課：電話047-377-1101 FAX047-377-5-13）。

## 6. 患者などに対する指針の閲覧に関する基本方針

耐性菌などの発症があれば別紙（**耐性菌検出についての説明書**）に記入し患者およびその家族等に担当医から説明を行う。検査結果の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。

## 7. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

順天堂大学医学部附属浦安病院感染対策室や市川保健所管内の各医療機関、浦安医師会、浦安市役所と連携して感染対策の質の向上と効率化を図る。

### 医療連携先

順天堂大学医学部附属浦安病院 感染対策室（室長：佐々木信一医師）

住所：千葉県浦安市富岡 2-1-1

電話：047-353-3111

改定：2019/11/07 文責 高須二郎